

被保険者 各位

ブリヂストン健康保険組合
＜公印省略＞

「医療費のお知らせ」配布のご案内

平素より、健康保険組合の活動にご理解ご協力頂いており、厚く御礼申し上げます。

表題の件、保険証を使用し医療機関を受診された明細を記載した「医療費のお知らせ」を送付致します。これまでの受診状況の振り返りや、ご自身とご家族の健康づくりにお役立てください。尚、事前にご連絡の通り、今年度より封書での発行対象者が変更となっております。Pep Up 登録済みの被保険者におかれましては、世帯分の「医療費のお知らせ」を Pep Up よりご覧いただけますので、そちらでご確認をお願い致します。

記

1. 「医療費のお知らせ」(封書) 概要

- (1)対象者：令和4年2月1日現在の健康保険組合の被保険者 ※ご家族分も含め世帯単位で発行
- (2)対象除外者：
 - ・対象期間中、一度も医療費が発生していない加入者
 - ・海外派遣者（12月上旬時点健保取得情報）
 - ・Pep Up 登録者（令和4年1月19日時点） ←今年度より変更
- (3)対象期間：令和2年12月～令和3年11月診療分
- (4)送付時期：令和4年2月21日以降順次発送 ※事業所経由で配布しますので前後する可能性があります。

2. 連絡事項及び注意事項

- ・医療機関から健康保険組合への請求が遅れた場合や、整骨院・接骨院にかかった医療費は、この期間に関わらない掲載や次回通知への掲載になることがあります。
 - ・「あなたが窓口で支払った額」が実際に支払った額より少ない場合は、医療機関への過払いの可能性がございますので、差額返還を求める場合は直接医療機関へご連絡ください。
 - ・令和4年2月1日時点の加入者以外の方、また上記1.(2)対象除外者に該当する方は、発行対象外です。
 - ・再発行はできませんので大切に保管してください。
 - ・そのほか不明点等については、下記健保HPをご覧ください。
- ホーム>健康保険のしくみ>医療費のお知らせについて <http://www.bridgestone-kenpo.or.jp/web/shikumi/tuuti.html>

3. 医療費控除の明細書として使用する場合の注意事項

- ・令和3年12月分など「医療費のお知らせ」に掲載されていないものについては、領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成してください。
- ・令和2年12月の医療費については令和3年分の医療費控除の明細書としては使用できません。
- ・子供や難病などの市町村医療費助成により支払い金額が異なる場合や、医療機関名がブランクになっている、または柔道整復師等と表示の明細がある場合、国税庁の指示に従って申告ください。
- ・e-tax 申告用に使用するデータは、web サービス「Pep Up」にて提供しております。
- ・その他、医療費控除に関する詳しい内容は、下記国税庁のホームページをご確認ください。

医療費控除 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>

税についての相談窓口 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>

マイナポータル連携特設ページ <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>

以上